

応急修理 対象内外工事事例

優先度	部位	対象	対象外
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理に伴う撤去並びに廃材の運搬及び処分 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装は基本的に対象外。(例外は「対象」欄において「□」で表示) ・災害が原因ではない破損個所の修理 ・解体工事のみ ・洗浄・消毒等
高い ↑	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ・工事に必要な付帯仮設工事等 	
	構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ・傾いた柱の家起こし ・筋交の取替、耐震合板の打付等(耐震性確保のための措置を伴うものに限る) ・破損した柱梁等の構造部材の取替 □柱修理等に必要な内装の修理(復旧)は対象 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに行う内壁側の壁紙補修は対象 ・外壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。) 	
	① 床	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 <例:床組(根太、大引等)又は下地板(合板、座板)が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕> 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理の対象範囲は日常生活に必要な室等以外の部分の修理 ・防蟻処置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた床の補修(汚泥や悪臭により使用できない床を含む) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象。 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。) ・床下断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材のみ(フローリング、クッションフロアー、畳)の修繕・交換
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板)が壊れている修繕 □柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ・日常生活に必要な室等の壊れた内壁(石膏ボード、合板)部分(汚泥や悪臭により使用できない部分を含む) □内壁部分の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの) ・土壁(外壁部分及び日常生活に必要な室等の内壁部分に限る。) ・日常生活で利用する室等の内壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等)。断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスのみ剥がれているものの張替 ・仕上板(プリント合板など)のみが吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
	天井	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な室等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所(漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れによる交換
	② 建具	<ul style="list-style-type: none"> ・外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む) ・壊れた内部建具(ドア、ふすま、障子)(反り、枠組みの破損等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふすま、障子の張替えのみ
	③	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む
浄化槽		<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽(プロアーを含む)が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ 	
電気		<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、電話等の配管・配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で利用する室等以外に設置された電気、ガス、電話等の配管・配線の補修
ガス		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換 	
低い ↓	④ 造付け家具	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンが破損、汚損したことによる交換 ・電話設備の損傷部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンの扉、棚板の吸水による変形のみ の修繕
	給排気	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた給排気設備の取替 	
	衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ、キッチンシンクで代用できる場合は不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕
		<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ・従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換(図面や写真等で従前から有ると確認可のものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄機能の付加された部分。
	家具・家電	<ul style="list-style-type: none"> 対象外(エアコン、ストーブ、ガスコンロ(ビルトインでないもの)、冷蔵庫等) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。) 	